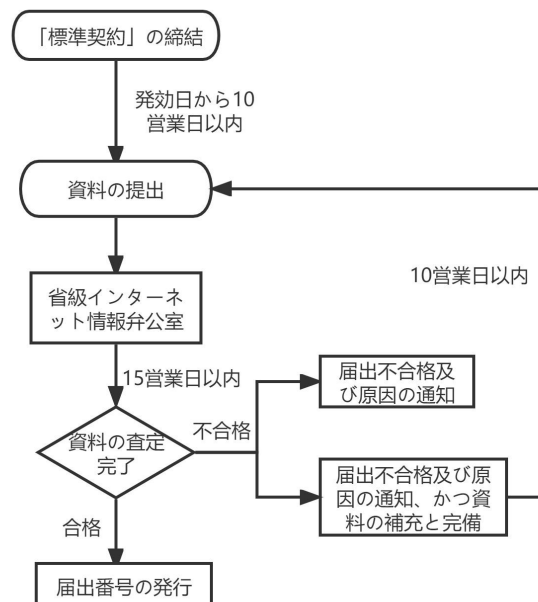


重要！個人情報越境標準契約届出ガイドライン発表（明日より実行）

「個人情報出国標準契約弁法」（以下「弁法」という）がまもなく6月1日に正式に発効・実施されるにあたり、昨夜8時、国家インターネット情報弁公室はその公式サイトで「個人情報越境標準契約届出ガイドライン（第一版）」（以下「届出ガイドライン」という）を発表した。この「届出ガイドライン」は、個人情報取扱者の個人情報越境標準契約の規範化、及び秩序ある届出を指導・支援するために、個人情報越境標準契約の届出方式、届出プロセス、届出資料などの具体的な要求について明確に指針を示している。

「届出ガイドライン」の具体的な内容としては、まず越境の定義として、「データ越境安全評価申告ガイドライン（第一版）」（以下、「申告ガイドライン」という）と同様に、以下の行為が個人情報越境に該当することを明確にした。(1) 個人情報取扱者が中国国内の運営において収集、生成した個人情報を国外に移転、保存する場合、(2) 個人情報取扱者が収集・生成した個人情報を中国国内に保存しているが、国外の機関、組織または個人が照会、取得、ダウンロード、エクスポートすることができる場合、(3) 国家インターネット情報弁公室が規定するその他の個人情報越境行為。次に、標準契約資料の提出、資料の査定及び届出結果の通知、補充あるいは再届出などを含む届出プロセスを明確にした。具体的なプロセスは以下の図の通り。





特に、届出資料について、「届出ガイドライン」では初めて公式の「個人情報保護影響評価報告書（越境版）」のテンプレート（即ち付属書5）を提供しており、その枠組み、内容、具体的事項は「申告ガイドライン」の「データ越境リスク自己評価報告書」のテンプレートと極めて類似している。また、補充または再届出の状況について、「届出ガイドライ」では、「弁法」第8条に基づき、「補充締結」の標準契約の場合に所在地の省級インターネット情報弁公室に補充資料を提出して、資料の査定に合格した後、再届出の必要はないことを明確にした。さらに、「届出ガイドライン」は、「弁法」第7条第2項の「個人情報取扱者は、届出資料の真実性について責任を負わなければならない」との規定に基づき、「虚偽の資料を提出した場合、届出不合格となり、法に従って相応の法的責任を追及する」ことを強調している。

以上を鑑みて、「弁法」と「届出ガイドライン」がいずれも明日（6月1日）から正式に発効・実施されることを考慮すると、企業の人事管理及び経営管理において個人情報の越境にかかわる場合、できるだけ早く自身のコンプライアンスを完備されることをお勧めする。また、国外の受取者と標準契約の締結をどのように推進するか、個人情報保護影響評価をどのように展開するか、どのように効率的に標準契約の届出を完成させるか等について不明な場合には、積極的に弁護士などの専門家に相談されることをお勧めする。

原文リンク：

http://www.cac.gov.cn/2023-05/30/c_1687090906222927.htm